様式第10号（第10条関係）

景　観　重　要　建　造　物

（建造物の名称）

指定第　　　　号

この建造物は、四万十市四万十川の自然と風景を守り育む条例第30条により指定された景観重要建造物です。

　　　　　　年　　月　　日指定

高知県四万十市長

* 寸法は、横30cm程度、縦21cm程度とする。